【受付期間、申込先、送信先、問合先】
・受付期間　平成27年10月28日（水）から平成27年12月４日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日(以下「祝日」という。)を除く毎日、午前10時から午後５時（正午から午後１時までの間は除く）
・申込先　独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　コピーセンター受託業者　株式会社ブルーホップ
・送信先　ＦＡＸ03―5323―2408（土木管理チームのＦＡＸ番号）
・問合先　工務検査部土木管理チーム　電話03―5323―2957
⑵　申請書の提出方法、期間及び場所
・提出方法　申請書は電子入札システムで提出すること。(添付する書類は入札説明書の別添様式１のみでよい。)ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾※を得て紙入札方式による場合は、あらかじめ平成27年11月27日（金）までに提出日時を連絡のうえ、申請書の提出期間内に持参又は提出期間内必着とする書留郵便による郵送とする。(添付する書類は様式１のみでよい。)電送によるものは受け付けない。
※紙入札方式による手続きについて　6⑴に電話連絡の上、「紙入札方式参加承諾願」(「電子入札運用基準」の様式１)(返信先ＦＡＸ番号を記載すること。)及び「紙入札業者入力票」(「電子入札運用基準」の様式２）をＦＡＸ（022―291―8891）にて提出し、発注者の承諾を得るものとする。
（電子入札運用基準　http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/index.html参照。）
また、代表者から年間委任を受けた者のＩＣカードにより電子入札システムを利用する場合、次の書類を提出することとする。
「年間委任状」(「電子入札運用基準」の様式３）及び受任者のＩＣカードの企業情報登録画面を印刷したもの(「利用者情報」)。
・提出期間　平成27年10月29日（木）から平成27年12月４日（金）での土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（正午から午後１時までの間は除く。)。
・提出場所　6⑴
⑶　資料及び単価見積書の提出方法、期間及び場所
・提出方法　申請書の原本、資料及び単価見積書は、提出する日時を３営業日前までに6⑵に電話連絡のうえ、提出時は、内容を説明できる者が持参して下さい。郵送又は電送によるものは受け付けない。
提出日には参考資料として入札説明書を持参すること。
・提出期間・場所
＜東京受付＞
・平成27年10月29日（木）から平成27年12月３日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。)。
・6⑵に同じ。
＜いわき受付＞（受付最終日のみ、いわきにて受け付けます。）
・平成27年12月４日（金）の午前10時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。)。
・6⑶に同じ。
⑷　ヒアリングの日時、場所　ヒアリングの開催日時については申請書、資料及び単価見積書提出後改めて、日程調整を行ったうえで、平成27年12月11日（金）頃に東日本賃貸住宅本部若しくは宮城・福島復興支援本部（本部又は福島復興支援部）にて行う。
なお、ヒアリングにあたっては、単価見積書の内容及び根拠について説明できる者が参加すること。
⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
①　入札書の提出期限及び提出方法
・提出期限　平成28年１月14日(木)午前10時から正午まで
・提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、入札書の提出期限までに6⑴に持参又は同日午前中必着での書留郵便による郵送とすること（電送によるものは受け付けない。)。
②　開札の日時及び場所
・開札日時　平成28年１月15日(金)午前11時
・開札場所　〒983―0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目６番１号（東武仙台第１ビル６階）　独立行政法人都市再生機構 宮城・福島震災復興支援本部　入札室
5　その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除
②　契約保証金　請負代金額の10分の１以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の３以上とする。
⑶　支払条件　前金払50％以内、中間前金払又は部分払（どちらか一方を選択)及び完成払。ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第１項中「10分の５」を「10分の２」に、第５項中「10分の５」を「10分の２」に、「10分の７」を「10分の４」に、第６項中「10分の６」を「10分の３」に、「10分の７」を「10分の４」に読み替えるものとする。
⑷　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑸　申請書、資料及び単価見積書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
⑹　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。
これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。
なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。
また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。
①　公表の対象となる契約先　次のいずれにも該当する契約先
イ　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること
ロ　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
②　公表する情報　上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
イ　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名
ロ　当機構との間の取引高
ハ　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上
ニ　１者応札又は１者応募である場合はその旨